

第5章 経済生活を営む

年 組 番

① 契約の解除や取消について理解しよう

名前

1 次の①から④の契約の解除や取消はどのように行うか、考えよう（全て8日以内の契約とする）。

- ① お店でTシャツを購入したが、家に帰ると同じようなTシャツがあったので返したい。
 ② インターネットショッピングで靴を購入したが、届くとサイズが小さく履けそうもない。
 ③ 訪問販売で購入した健康食品だが、食べていないが続かないと思うので返したい。
 ④ 日当たり良好でよい物件だと勧められて家を購入したが、隣にビルが建つことを知らされていなかった。

	クーリング・オフの可否	理由	方法
①	できない	自ら店舗に出向き購入したから	店の返品や交換制度を利用する
②	できない	インターネット販売は通信販売に属するため	取引先の返品特約を利用する
③	できる	営業所以外での訪問販売であるため	期間内に契約解除通知を送る
④	できない	契約そのものの取消が必要となるため	消費者契約法による取消

2 消費者契約法を理解しよう。どのような場合に契約を取り消せるだろうか。

ポイント1 不適切な勧誘による契約

●①(**契約と異なる事実**) を与えられた場合

契約内容の重要な事項について、事実と異なることを告げられて契約した場合は、取り消すことができる。

●②(**不確定な事項**) を確実な情報として告げられた場合

将来における変動が不確定な事項について、断定的な判断を提供され、契約した場合は取り消すことができる。

●消費者に③(**不利益となる事実**) が提供されない場合

消費者に有利な点ばかりを強調し、それを聞いていたら契約しなかったような、不利になる事実を事業者が故意に告げなかった場合は取り消すことができる。

●④(**住居や職場**) から出て行かない、または出て行かせない場合

自宅や職場に事業者が居座って、帰ってほしいという意思表示をしたのに帰らず、やむを得ず契約した場合や、消費者が帰りたくて意思表示しているのに、事業者が帰らせず、困った末に契約した場合は取り消すことができる。

ポイント2 消費者の利益が不当に害される契約

●⑤(**損害賠償責任**) を事業者が一切とらないとする条項

●お金を払って手に入れたものに、普通気づかない欠陥があった場合、

⑥(**交換・修理**) も損害賠償もしないとする条項

●消費者の支払いが遅れたために事業者が損害金を請求する場合、

年率⑦(**14.6**) %を超える部分

●消費者に違約金を請求する場合、⑧(**平均的な損害額**) を超える部分

